

佐賀県キャリア形成プログラム 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1章 佐賀県キャリア形成プログラムについて</p> <p>第2 プログラムの内容</p> <p>4 対象医療機関等</p> <p>(1) 適用対象者が業務を行う医療機関等は次に掲げる県内の医療機関等とする。</p> <p>ア 県貸与医師及び適用希望医師は、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する病院及び独立行政法人国立病院機構が開設する病院又は産婦人科専門研修プログラムを選択した医師及び当該プログラムに基づき産婦人科専門医を取得した医師は、県内の病院又は診療所</p> <p>イ 自治卒業医師は、規程第7条における医療機関等</p> <p>ウ 佐賀県地域医療対策協議会による派遣決定が行われた医療機関</p> <p>エ 知事が必要と認めた医療機関</p> <p>(2) 知事が必要と認めた医療機関とは、適用対象者の育児や家族の介護等特別な事情がある場合に限り認めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 このプログラムは、令和2年9月30日に佐賀県地域医療対策協議会において協議したものであり、令和2年10月1日から施行する。</p>	<p>第1章 佐賀県キャリア形成プログラムについて</p> <p>第2 プログラムの内容</p> <p>4 対象医療機関等</p> <p>(1) 適用対象者が業務を行う医療機関等は次に掲げる県内の医療機関等とする。</p> <p>ア 県貸与医師及び適用希望医師は、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する病院<u>及び</u>、独立行政法人国立病院機構が開設する病院<u>及び医療法第42条の2第1項各号の要件に該当するものとして県の認定を受けた医療法人（認定を受けた事業に係る勤務に限る）</u>又は産婦人科専門研修プログラムを選択した医師及び当該プログラムに基づき産婦人科専門医を取得した医師は、県内の病院又は診療所</p> <p>イ 自治卒業医師は、規程第7条における医療機関等</p> <p>ウ 佐賀県地域医療対策協議会による派遣決定が行われた医療機関</p> <p>エ 知事が必要と認めた医療機関</p> <p>(2) 知事が必要と認めた医療機関とは、適用対象者の育児や家族の介護等特別な事情がある場合に限り認めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 このプログラムは、令和2年9月30日に佐賀県地域医療対策協議会において協議したものであり、令和2年10月1日から施行する。</p>

改定前	改定後
<p>2 令和2年度以前の医学部入学者のうち条例に基づき貸与があった者については、貸与された時点における条例の取扱いを佐賀県キャリア形成プログラムとみなす。</p> <p>3 このプログラムの改定は、令和5年3月10日に佐賀県地域医療対策協議会において協議したものであり、令和5年3月17日から施行する。</p>	<p>2 令和2年度以前の医学部入学者のうち条例に基づき貸与があった者については、貸与された時点における条例の取扱いを佐賀県キャリア形成プログラムとみなす。</p> <p>3 このプログラムの改定 <u>(キャリア形成卒前支援プランに関すること)</u> は、令和5年3月10日に佐賀県地域医療対策協議会において協議したものであり、令和5年3月17日から施行する。</p> <p><u>4 このプログラムの改定 (プログラムの対象医療機関等に関すること)</u> は、<u>令和5年6月19日に佐賀県地域医療対策協議会において協議したものであり、令和5年6月21日から施行する。</u></p>